

議会運営委員会会議録

(閉会中 平成30年11月26日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 平成30年11月26日

招集場所 第1委員会室

出席委員

委員 長	喜々津 英 世	副 委 員 長	金 子 恵
委 員	安 部 都	委 員	西 岡 克 之
委 員	岩 永 政 則	委 員	河 野 龍 二

欠席委員

なし

出席委員外議員

議 長	内 村 博 法	副 議 長	山 口 憲 一 郎
-----	---------	-------	-----------

職務のため出席した者

議会事務局長	谷 本 圭 介	議 事 課 長	富 永 正 彦
参 事	森 本 陽 子		

説明のため出席した者

町 長	吉 田 慎 一	副 町 長	鈴 木 典 秀
教 育 長	勝 本 真 二	総 務 部 長	山 本 昭 彦
企画財政部長	久保平 敏 弘	教 育 次 長	森 川 寛 子
建設産業部長	緒 方 哲	住 民 福 祉 部 長	松 邨 清 茂
健康保険部長	中 山 庄 治	水 道 局 長	濱 伸 二
会 計 管 理 者	山 口 利 弘	総 務 課 長	荒 木 秀 一

本日の委員会に付した案件

- (1) 平成30年第4回長与町議会定例会について
- (2) その他

開 会 9時29分

閉 会 11時28分

○委員長（喜々津英世委員）

皆さんおはようございます。定刻前でありませけれども、皆さんおそろいであります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の議会運営委員会を開会いたします。

12月4日招集の第4回定例会の運営につきまして会議次第により会議を進めますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。まず初めに、議長の御挨拶をお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

皆さんおはようございます。今日はお忙しい中お集りいただきましてありがとうございます。早いもので今年もいよいよ今年最後の12月定例会ということで開催されます。定例会議では白熱した議論、そして審議を期待するものであります。簡単ではありますが、開会に当たっての御挨拶といたします。

○委員長（喜々津英世委員）

続きまして、町長に御挨拶をお願いいたします。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。このシーズンは文化祭とかまつりとか、たくさん行事ごとが多かったんですけども、本当に議員の皆様方におかれましては本当多数ご出席賜りました。心より御礼申し上げたいと思っております。本日は大変お忙しい中ですが、第4回定例会に掛かります議会運営委員会を開催をいただきまして、誠にありがとうございます。今回の定例会では、専決処分の報告が1件、一部を改正する条例や補正予算などの議案が8件予定をしております。提案内容につきましては、所管の部長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

それでは提出予定議案について、関係部局長より概要の説明をお願いいたします。

まず総務関係について、山本総務部長。

○総務部長（山本昭彦君）

皆さんおはようございます。議案第65号から議案第69号までの議案5件が総務部所管でございます。概要の説明をさせていただきます。まず、議案第65号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例でございます。こちらは介護保険に係る地域包括ケアシステムの構築に向けまして、附属機関として支え合い「ながよ」推進協議体を新たに追加するものでございます。続きまして、議案第66号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。こちらは先程の議案第65号で附属機関としての追加をお願いいたします支え合い「ながよ」推進協議体の委員の報酬額を新たに追加するものでございます。次に議案第67号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。こちらは町議会議員の期末手当の支給割合につきまして、国及び近隣自治体の状況を踏まえ、特別職の国家公務員と同率に引き上げるため条例を改正するものでございまして、

期末手当支給割合を0.2月分引き上げまして、総支給割合を3.35月分とするものでございます。次に議案第68号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。平成30年8月10日の人事院勧告に準じまして、町職員の給料月額の設定と、再任用を除く一般職員の期末勤勉手当を0.05月分引き上げ、期末勤勉手当の総支給割合を4.45月分とするものでございます。最後に議案第69号字の区域の変更についてでございます。こちらは池山土地区画整理事業におきまして、区画整理地内の字的場、字江下、字珍シ川を字山下に編入するものでございます。編入に伴いまして、字の区域に変更が生じますので、地方自治法第260条第1項の規定により上程するものでございます。以上が総務部所管でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

次に、企画財政部関係について、久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

皆さんおはようございます。続きまして企画財政部所管でございます。議案第70号平成30年度長与町一般会計補正予算（第4号）でございます。内容といたしましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ7億9,985万2,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を132億5,159万6,000円とするものでございます。

以上1件でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

次に、健康保険部関係について、中山健康保険部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

皆様おはようございます。健康保険部は議案1件でございます。議案第71号平成30年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）です。内容といたしましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,257万3,000円を追加し、補正後の予算総額を40億3,672万4,000円とするものです。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

次に水道局関係について、濱水道局長。

○水道局長（濱伸二君）

皆さんおはようございます。水道局所管では、議案第72号平成30年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）をお願いいたします。今回の補正内容は、既定の予算の下水道事業費用を410万9,000円増額し、補正後の予算の下水道費用総額を9億9,963万8,000円とするものでございます。また、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を410万9,000円増額し、補正後の金額を7,310万1,000円とするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

次に、一般質問の通告並びに請願、陳情について説明をさせます。

谷本議会事務局長。

○議会事務局長（谷本圭介君）

皆様おはようございます。一般質問につきましては、通告者11人、質問件数26件となっております。通告者及び質問項目はお手元に配付のとおりでございます。請願、陳情につきましては、請願はございません。陳情は2件で、お手元に配付の請願陳情文書表のとおりでございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

続きまして、委員会への付託先についてお諮りをいたします。総務文教常任委員会に付託するものは、議案第65号、同じく第66号、第67号、第68号、第69号、第70号、以上です。産業厚生常任委員会に付託するものは、議案第71号、同じく第72号であります。以上、委員会への付託などにつきましては、ただいまのとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって委員会への付託などにつきましては、ただいまのとおり決定いたしました。続いて会期日程案について説明をさせます。

谷本議会事務局長。

○議会事務局長（谷本圭介君）

会期につきましては12月4日火曜日から12月14日金曜日までの11日間で、4日火曜日、議長報告、行政報告、議案上程、こちらは提案理由説明まででございます。そして議員全員協議会。5日水曜日、一般質問。6日木曜日、一般質問。7日金曜日、一般質問、そして議案審議。こちらは質疑、付託または即決。8日土曜日、9日日曜日は休会でございます。10日月曜日、付託案件審査。11日火曜日、付託案件審査。12日水曜日、付託案件審査。13日木曜日は付託案件審査予備日となっております。14日金曜日、委員長報告そして採決。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

お諮りをいたします。会期日程案については、ただいま事務局長からの説明がありましたとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、第4回定例会の会期日程については、以上のとおり決定いたしました。

その他の件について何かありませんか。ないようですが、委員長からちょっとお願いを申し上げておきたいと思っております。先般町長の答弁書等の事前配付に対する要請をしておりましたが、その回答をいただきました。これについては、その御決定を私達も真摯に受けとめております。ただし、以前、数字的なものは申し出があれば文書でお渡しをするという答弁がありましたけれども、これについては従来方針どおりということであるのか、その1点を確認させていただきたいと思っております。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

はい、今おっしゃったとおりで結構でございますので、よろしく申し上げます。そして、私の方もあの皆さん方が筆記しやすいようにゆっくりお話をさせていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

じゃあ、そのようによろしく願いをいたします。ほかにありませんか。ないようでしたら、執行部御退席ください。ありがとうございました。暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて議会運営委員会を再開いたします。

先程皆さんのお手元に予定議案等の調書がありまして、この中の報告11号が抜けておりましたので、これについて所管の部長から説明をお願いいたします。

○建設産業部長（緒方哲君）

おはようございます。建設産業部では報告1件でございます。報告11和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についてですが、地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成30年10月26日に専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

ありがとうございました。大変失礼をいたしました。今の報告事項を提案事項に加えるということで御了承いただきたいと思います。よろしいですか。はい、ありがとうございます。部長ありがとうございました。すいませんでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。先般、第2回議会基本条例の自己評価検証結果について、それぞれ資料に基づいて検証いたしました。これについては一覧表を作っておりましたけれども、別紙参照ということで別紙は今日は付けておりません。2点目に議会運営委員会での検証ということで、C評価及びD評価が多い条項を優先して検証を実施した。結果については以下のとおりということで、なおその他の提言等があったものについては引き続き対応を協議する必要があるということで、これはこの前の会議のときには、その他にもたくさん提言はあつとったんですが、これについては全く触れずじまいにしておりましたので、これについてもいずれ、協議をする必要があるということでまとめさせていただきました。（1）で条例改正を要すると回答があった条項が条例第1条の目的が1議員。第2条の第2項最高規範性について1議員が。それから、

第14条の議会事務局第2項の件で1議員が。17条の議員の政治倫理、第2項で1議員が。それぞれ提言がっておりますけれども、その検証結果と言うとここに書いております。いずれの指摘も、条例を改正するまでもないというふうに判断をいたしました。それから(2)が評価C及びDが多かった条項とその理由ということで、第3条第2号C評価が7人、D評価が1人。理由が、第3条第2号は町民の多様な意見を把握し、独自の政策立案政策提言に取り組むこととの条文であるが、取組が不十分であるとの意見です。それから、第11条がC評価が6人、Dが1人。これについては、議員間の自由討議については取組が少ないという意見がありました。それから第12条がC評価が5人、D評価が6人でしたけれども、第12条は議会は町政に関する重要な政策及び課題等に対して共通認識を深め、もって政策立案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催することができるとの条文でありますけれども、取組がなされていないとの意見でした。第16条がC評価3人、D評価が7人。これについては調査機関の設置ですけれども必要性がなかった、あるいは調査機関の職務の整理が必要との意見でありました。いずれにしても半数以上がC、Dという評価を下されております。議運での検証結果として、(1)が第3条は議会報告会等で出た意見要望は、報告書を全員協議会で協議することから議員間では共有されている、またその後の議案審査等に生かされている。同時に議員が一般質問で取り上げることもあり、一定の効果はあると。それから(2)が、第12条は町政に関する政策及び課題については所管の常任委員会で議論を尽くし、政策提言、立案まで繋げる工夫をすべきである。その中で自ずと政策討論会の必要性が出てくる。また16条調査機関の設置も考えられると。(3)が第11条自由討議は、現状、委員会運営の中で論点争点があるときは休憩をとって委員長主導の下、意見を出している。議会基本条例は「この条例は議会における最高規範」としている以上、この条例に沿った議会運営をすべきであり、従来の暫時休憩ではなく自由討議に切り替えて議論することで改善できる。(4)第16条調査機関の設置は必要とする事例が無かったかもしれないが、議会が調査機関を設置することの是非についても調査する必要があると。こういう意見がこれはいろんな意見を取りまとめて、どの人の意見ということでありませんでしたけれども、そういったものをかいつまんで結果としてまとめております。これについて皆さん方からも御意見を頂戴したいと思います。どなたかありませんか。

暫時休憩して、意見を述べていただきたいと思います。

(暫時休憩)

○委員長(喜々津英世委員)

休憩を閉じて委員会を再開します。この第1条の浦川議員からの提案で、条例改正にするまでもないと判断したと書いておりますけど、ここら辺の文章表現は別として、今、岩永委員が言われたように、前文でこれも謳っておる。それと後段の方では議会の活動原則、議員の活動原則こういった中で、それも明確にしておるということで、そういうのを検証結果に加えて、全員協議会で報告をするということによろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。そのようにさせていただきたいと思います。

ほかにありませんか。暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（喜々津英世委員）

委員会を再開いたします。全員協議会に提出する資料としては、今の資料を整理をした上で、添付資料として各条文ごとの検証結果、それから前回の議会運営委員会で出した集計表、この2点を添付して出したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

はい、異議なしと認めます。ありがとうございます。暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会の再開します。委員長の不手際で、事務局長から陳情については2件ということでお手元に配付の文書表のとおりですということの説明をしましたがけれども、この確認を私の方がしておりませんでしたので、改めてこの件をお諮りをしたいと思います。陳情第2号が臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書。移植ツーリズムを考える会九州事務局から出ております。それから陳情第3号は10月3日付けですけれども、後期高齢者の窓口負担の見直しに当たり原則1割負担の継続を求める意見書採択に関する陳情書ということで、長崎県保険医協会から出ております。この取り扱いについて、お諮りをしたいと思います。御意見はありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

基本、陳情は参考配付となっておりますけれども、私はいずれの陳情についても非常に委員会として議会として、調査、審査する必要性もあるのではないかなというふうに思いますので、できれば1つの議案として委員会付託をすべきではないかなというふうに思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

ほかにありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

2件のいずれの陳情書もこれはちょっとこの1件の移植ツーリズムですか、これは医学、九大か何かの、その学会の医師達の団体の陳情書と思うんですよね。もう1件は例年出されている保険協会の陳情書と意見書だと思うんですが、いずれにしてもこれは全国的な患者または高齢者負担の問題であって、やっぱり法改正が伴うものでありますので、これは委員会にかけて改めて審議する必要があると思いますので、町で、町の中でしっかりと委員会の中で審議して行って、そして国に上げるものは意見書として上げるというふうな形で持っていった方がよろしいかと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

ほかにありませんか。

山口議員。

○委員（山口憲一郎委員）

議運も委員会の代表でいろいろ個人的な意見もあれで、どう言えば分かりませんが、やはりこう陳情請願という、出す人が事情は分かってやっぱり出してきているんじゃないかなっていう思いがしております。やはり内容的には私はとても大事な問題だと思いますけども、やはりそこまで出たからずっと、またそういう可能性が出てきますので、やっぱり真剣にこの辺は考えた方がいいんじゃないかなと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

現在の議会運営の1番根底になっておる申し合わせ事項がありますよね。この辺りを次回からもう少しこう現実に沿ったように見直すことも必要であるというふうに思うんですよね。その原則論を抜きにして今回に限って、陳情をこうするああするというのが陳情は参考配付としておるわけですので、これはずっとあの一貫して守ってきたわけですので、今日に限って守らないという根拠は何もないだろうというふうに思いますので、私もこう中身を見まして、臓器移植の問題とか後期高齢者75歳以上、誰が75になったのか知りませんが、これは1割が2割とかこれ大変な高齢者の問題だろうと。だから、そういう意味でお2人さん十分審議をしてと言う。私もそう思うんです。思いますけれども、先程言いますようなやっぱり原則論はお互いこう守りながら改正すべきものは改正して、それできちっとした中身を整理をしながら次回からそういう議論していくようなことをしていった方が、本当の適切な判断じゃなかろうかというふうに私は思います。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

私も同じような意見ですね。原則論を変更せずに今回だけするっていうことはいつでもそれができるんじゃないかっていう形になります。それとこの文章自身も陳情書の御送付という形で来てます。保険医協会の分ですね。もう1つ臓器移植も臓器移植の環境を求める意見書の採択を求める陳情書という形で、出す方が陳情で来てるので、それをこちらが請願に上げる必要もないと思います。請願に上げるというのは請願という形で文書が出ておりますので、そこまでこちらの方が気を使ってする必要は無いんじゃないかというふうな感もいたします。一応陳情で出して流れを見るというのも、出す方からもあると思うんですよね。請願というのはもうどうしてもやって欲しいっていう形で出してくるので、そこら辺の違いもこちらも把握しながら事に当たるべきではないかなっていうふうに感じております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

私も参考配付のままで良いと考えております。内容的に関してその喫緊にその住民に直結する問題ともちょっと考えづらいのと、必要性あらば請願という形でまた改めて出てくるのかなというふうに思っております。一応記憶の中にしかちょっとないので、それこそこの陳情の扱いというのがどこまでどういうふうにとというのが、あまり頭に入っていなかったのので何とも言えないんですけども、この陳情に関しては先程おっしゃられたように町民の方からの陳情、これに関しては取り扱いに関しても慎重にっていう部分を考えておりましたので、今回に限りは参考配布のままでいいんじゃないかというふうに思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

議長、参考までに、どうですか御意見。

○議長（内村博法議員）

前回いろいろ議論した記憶があるんですね。それで委員会付託とかそういう意見があったっていうのは、議論がありました。その中でやはりルールを決めてやりましょうと、結論として。そういう話をしたような今記憶があります。ちょっと議事録を見ないと何とも言えませんが、そういった記憶があります。だからルールをしっかりと決めて、その中でやっていきましょうという結論になったのを記憶しております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

この陳情の取り扱いについて今、皆さんの意見を拝聴いたしました。お二方が単なる参考配付じゃなくて委員会付託をすべきだという御意見であり、今回は現状のルールに則って参考配付とすべきだという意見だろうと思います。この件については、多数が参考配付という御意見でありますので、今回については従来どおり、参考配付とさせていただきます。よろしいですか。はい、そのように取り扱いをさせていただきます。

なお今後の問題については、先程言いましたように議会運営基準申し合わせ事項の見直しを今着手しておりますので、なるべく早い時期にそういった問題も整理をしたいと思っております。ほかにありませんか。

場内の時計で11時まで休憩いたします。

（休憩 10時50分～11時00分）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。この議会基本条例の自己評価、検証の中で、第20条の災害対応ということで、議会で作っております長与町議会災害対応要領というのを要綱に28年5月に変えたんですが、これがそのままなると。この取り扱いについて事務局からちょっと説明をしてもらいます。

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

今お話が出ました基本条例の第20条災害対応のところですけども、こちらの方の記載、長与町議会災害対応要領というのが要領のまま残った状態になっております。先程委員長が言われたように、要領で作っておったんですが、要綱だということで正式名称は今要綱になってると。この条例の方が要領のまま残ってるということでございますので、これを条例改正案を作って変更をする方法しかございません。変える方法はですね。ですから今回の12月議会にこの文言訂正だけを議案として上げるのか、それとももう次の機会にまで取っとくのかというところをとりあえず決めていただければと考えております。よろしく願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

条例改正提案しないと。休憩をして議論したいと思います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。災害対応要綱について、今お手元に参考資料を配付しましたけれども、お目通しをしていただいて意見を聞かしていただきたいと思えます。今後我々この3月の任期まで議会申し合わせ事項の整理、それからこういった要綱要領の見直し、特に基本条例の自己評価、検証した中で、そういう改善をする点等も結構書かれておりますので、そういったものを見ながら今後進めていきたいと思えます。したがって今後、議運の進め方としては今言ったようなことをするために、こういう調査資料とか会議規則とか、そういった要綱要領が載った資料は必ず持ってきていただいて、それを見ながら、わざわざ事務局にまたコピーを持って来らしたりとかそういったことがないように進めていきたいと思えますので、よろしく願いをしておきます。ほかになれば。

議長。

○議長（内村博法議員）

監査役の件なんですよ。法律も改正になったしどうするか、議会です。今時津町の方は全員協議会で検討してるらしいですよ。監査役を議選から出すかどうかね。検討されてるみたいなんですよ。まだ結論は出てないんですけども。それはやっぱり議会でもちょっと検討したほうがいいんじゃないのかなと思えます。町の方は恐らく現状どおりというのが、この前も答弁があったように。ただ議会として、その議選を出すかどうか。やっぱりそれは早目に検討、結論を出したほうがいいと思うんですよ。というのも、町が困るからですよ。この選任するときに。と思えます。

○委員長（喜々津英世委員）

時津がもう協議を始めたんですか。これについてはその法律の問題ともあるということですので、法律がどのように改正されたかというそういったものも踏まえて、

今後議運の中でも検討すべき事柄だと思います、私も。ただ、行政側は先程議長からありましたように、このままやってもらいたいというはあるようでありますけれども、一方では監査委員になるとなかなか一般質問という部分で、守秘義務の問題等もあって質問がやりにくいという部分があるということもこの前研修報告書の中にも書いてありましたけれども。そういったものも踏まえて法律が改正されたということを前提として協議を進めていきたいと思います。その資料は事務局にいろいろ調査資料を求めたいと思いますので、よろしくお願いします。次回の議会運営委員会につきましては、特段準備がしておりませんので、議会事務局の資料の調整、そういったものが踏まえた中で、12月4日からの議会のときにまたそれぞれ会いますので、その段階でまた日程を調整をしたいと思います。よろしいですか。これで本日の議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(閉会 11時28分)